この書類は下書きです。法務局への提出は司法書士の先生が行います。内容のご確認と、実際の申請の手続きは、必ず司法書士の先生にご依頼ください。　**最終確認者：ご依頼先の司法書士の先生。**

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）

証　　明　　書

令和８年８月３日付け臨時株主総会の第１号議案につき、総議決権数（当該議案につき、議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権（当該議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。）の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあっては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は、次のとおりであることを証明します。

①　10名

②　その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が３分の２に達するまでの人数

	氏名又は名称	**住所**	**株式数（株）**	**議決権数**	**議決権数の割合**
1	藤本 彩	東京都世田谷区サンプル一丁目２番３号	6,400	6,400	53.3%
2	サンプル・ベンチャーズ１号投資事業有限責任組合	東京都港区サンプル四丁目５番６号	2,400	2,400	20.0%
		合計		8,800	73.3%
		総議決権数		12,000	

注　株式数・議決権数は、当会社の株主名簿（令和８年８月３日現在）による。

令和８年10月６日

株式会社サンプルデジタル

代表取締役　藤本 彩

この書類の使い方（添え書き。法務局には出しません）

■ この書類は何か

株主総会の決議が要る登記で、議決権の多い株主を代表者が証明する書面です（商業登記規則 61 条３項）。法務省の書式例 1-1 の文をそのまま使い、株式数・議決権数・割合の欄を入れています。

■ いつ・誰が・何と一緒に

・作るのは登記を申請する時の代表者（法務省 Q&A A1・A2）。司法書士の先生が議事録（05）と一緒に申請書（09）に添えます。

・登記事項ごとに作るのが原則（Q&A A5）。本件は登記に関わる議案が第１号議案だけなので１通です。

■ 手続きの中の位置（令和８年。太字がこの書類）

日付	すること	見本	数え方・根拠
７月 21 日（火）	取締役の決定（招集・債権者保護）	04	会社法 298 条・348 条２項
７月 24 日（金）	株主へ招集通知を発送	—	総会の１週間前まで（299 条１項）。間は９日
８月３日（月）	**臨時株主総会で減資を決議**	**05・06**	資本金の額の減少は特別決議（309 条２項９号）
８月４日（火）	官報へ掲載を申込み	07・08	併せ公告は申込みの翌日から 14 営業日が目安
８月 25 日（火）	官報に公告・債権者へ催告を発送	08	449 条２項
９月 28 日（月）	異議を述べられる期限	—	公告の翌日から１か月は９月 25 日（金）満了（民法 140・143 条）。催告の到着を見て９月 28 日（月）
10 月１日（木）	効力発生日	—	手続が済んでいなければ効力は生じない（449 条６項）
10 月６日（火）	変更登記を申請	09	２週間以内＝10 月 15 日（木）まで（915 条１項）

資料: 会社法・民法（e-Gov）、官報の取次店の目安（2026 年 11 月 17 日取得）、内閣府「国民の祝日」。日付はすべて平日

■ 何人書くか（議決権の多い順に足して、３分の２に届くまで・最大 10 名）

順	株主	議決権	割合	累計	リスト
1	藤本 彩	6,400	53.3%	53.3%	載せる
2	サンプル・ベンチャーズ１号投資事業有限責任組合	2,400	20.0%	73.3%	載せる（ここで３分の２に届く）
3	森川 拓也	1,600	13.3%	86.7%	載せない
4	サンプル・キャピタル２号投資事業有限責任組合	1,000	8.3%	95.0%	載せない
5	宮下 聡	600	5.0%	100.0%	載せない

資料: 株主名簿（令和８年８月３日現在。この見本の設定）

■ 確かめること（□に印を付けながら）

□ 株主名簿の氏名・名称・住所・株式数と一致しているか（組合は名簿に載っている組合の名称で書く）

□ 自己株式は書かない。総議決権数にも入れない（書式例の注）

□ 種類株式を発行している会社は、株式数の欄に種類と種類ごとの数を書く（本件は普通株式だけの前提）

□ 総会に出席しなかった株主も、上位に入れば書く（記載例の注）

□ 押印の欄は書式例に無い（会社の慣行で押印するかは先生に確かめる）

根拠: 商業登記規則 61 条３項（e-Gov 法令検索）。法務省「株主リスト」書式例 1-1（商業登記規則 61 条３項の証明書）・記載例 1-1-2・よくあるご質問。

最終確認者：ご依頼先の司法書士の先生（記載内容・手続）。株主・金額・日付などの事実は会社が確かめます。